

〔 規 定 〕

(2020 年 4 月 1 日付版)

第 1 条 (元利金返済額等の自動支払)

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第 2 条 (繰り上げ返済)

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の 7 日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前 3 項によるほか、下表のとおり扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日に続く月 単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日に続く 6 か月単位に取り まとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の 繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	

第 3 条 (契約後の条件変更手数料)

私がこの契約による借入をした後に、借入要項記載内容の変更、(根) 抵当権の変更（設定された不動産の権利関係の変更を含む）、連帯保証人の変更等した場合は銀行所定の手数料を支払います。

第 4 条 (利率の変更)

借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事

項が生じた場合には、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面等により通知するものとします。

第5条（担 保）

1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。

2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。

銀行はその変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障が生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。

3. 借主が、この契約による債務、その他銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかった場合には、銀行は、法定の手續または一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらずこの契約による債務の返済に充当できるものとします。取得金をこの契約による債務の返済に充当した後に、なお債務が残っているときは借主は直ちに銀行に返済するものとし、取得金に余剰が生じたときは銀行はこれを権利者に返還するものとします。

4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人）に対する請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。

また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第7条（期限前の全額返済義務）

1. 借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人）について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について、当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに遅延する返済額（損害金を含む）を返済しなかったとき。
- ② 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
- ③ 支払停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
- ④ 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑤ 借主の銀行に対する預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑥ 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から借主への請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ② 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ② 借主が銀行または保証会社との取引規定または保証委託約款の一つにでも違反したとき。

- ③ 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
- ④ この取引に関し、借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ⑤ 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
- ⑥ 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6か月以内に生じた場合に限る）。
- ⑦ 保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
- ⑧ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第8条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第9条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行に対する他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行に対する他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第11条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- ① 抵当権または根抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③ 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

2. 借主はこの契約に要する収入印紙代を負担するものとします。

3. 銀行は、借主が負担すべき収入印紙代、保険料、事務取扱手数料、確定日付料、登記に関する費用、その他一切の費用について預金規定または当座勘定規定に関わらず、返済用預金口座から払戻し、その支払いにあてるものとします。借主は預金通帳・預金払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。

第14条（費用の自動支払い）

前条により借主が銀行に支払う費用のほか、銀行を通じて、銀行以外の者に支払う費用については、第1条第2項と同様に、銀行は、返済用指定口座から払戻しのうえ、その支払いにあてることができます。

第15条（届出事項およびみなし到達規定）

1. 借主および保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主および保証人は直ちに銀行に書面等で届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

2. 借主または保証人が住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および保証人が責任を負わなければならない事由により、銀行

が借主および保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてた通知または送付書類等が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとします。

第16条（成年後見人等の届出）

次の各号の事由が生じた場合には、借主または保証人が直ちに書面等により銀行に届出るものとします。

- ① 借主または保証人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ② 借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき。
- ③ 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- ④ 前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第17条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第18条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第19条（個人信用情報センターへの登録）

1. 借主は、このローンの契約にもとづく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、全国銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - ① この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。

② この契約による債務について第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間。

第20条（連帯保証）

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるとき担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第21条（連帯債務に関する特約）

連帯債務の場合は、前期規定のほか、次によるものとします。

1. 銀行から借主に対する通知等は、借主のうちの一人に対してなされれば足り、全員に対してする必要はないものとします。
2. 各借主は、他の借主の銀行に対する預金その他の債権をもって、相殺はしないものとします。
3. 各借主は、他の借主が提供した担保を、銀行がその都合により変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 借主のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、他の借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。

第22条（完済債権書類の取扱い）

本件契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第23条（履行の請求）

1. 銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、銀行が借主のいずれ

か一人または保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の借主および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第24条（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

1. 借主は、保証人（借主の委託を受けない保証人を含む）から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対して、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第25条（準拠法・合意管轄）

この契約およびこの契約に基づく借主および保証人と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本国とします。

本取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第26条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。ただし、諸条件の変更に關し他の条項において通知・公表等の有無・方法が認められている場合、その条項に従うものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上